

「福島イノベ倶楽部」ロゴマーク使用基準

(目的)

第1 この使用基準は、福島イノベ倶楽部（以下、「倶楽部」という。）のロゴマークを使用する場合の基準等を定めるものとする。

(定義)

第2 ロゴマークとは、以下の画像をいう。

福島イノベ倶楽部 ロゴ



福島イノベ倶楽部 ロゴ+英文



(使用の基準等)

第3 ロゴマークは、倶楽部を広くPRする目的で使用する場合に、使用を認めるものとする。ただし、次の各号の一に該当する場合には使用を認めない。

- (1) 法令及び公序良俗に違反する場合
- (2) 選挙運動、布教活動を助長するおそれがある場合
- (3) 倶楽部のイメージを傷つけたり、福島イノベーション・コースト構想の推進の妨げとなるおそれがある場合
- (4) 特定の個人または団体のシンボルマーク、商標又は意匠に相当するものとして独占的に使用する場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、福島イノベ倶楽部事務局長（以下、「事務局長」という。）が不適当であると認めた場合

(使用の届出)

第4 ロゴマークを使用して製品化し、有償で頒布する場合は、原則として事前に使用届出書（別

記第1号様式)を事務局長に提出しなければならない。ただし、名刺、封筒、パンフレット等の印刷物に使用する場合は、届出書を提出する必要はない。

- 2 使用届出書を提出した後で、届出内容と異なる使用をするときは使用変更届出書(別記第2号様式)を事務局長に提出しなくてはならない。
- 3 届出の使用期間は最長2年間とし、変更届出の場合も同様とする。

(使用条件)

第5 ロゴマークの使用については、倶楽部が提供するデザインの画像データを使用するものとする。

- 2 縦・横の比率、バランス、デザイン及び色の変更は認めない。色指定は以下のとおり。

ロゴカラー 色指定



※「分岐位置」とはIllustratorのグラデーションパネルにおけるカラー分岐点の位置

(使用改善・取消)

第6 倶楽部が、ロゴマークについて、上記第3条の基準等及び5条の条件を逸脱する使用を発見したときは、事務局長は使用者に対し改善を求めることができるものとする。使用者が改善の指示に応じない場合は、事務局長は使用の取消ができるものとする。

(使用料)

第7 使用料は、原則として無償とする。

(その他)

第8 ロゴマークは、倶楽部がロゴマーク使用者の事業の推奨や商品の品質保証を示すものではない。

附 則

この使用基準は、令和7年8月20日から施行する。